

(別紙様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画主体	昭和村

## 昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業課
所在地	群馬県利根郡昭和村大字糸井388
電話番号	0278-24-5111
FAX番号	0278-24-5254
メールアドレス	sangyo@vill.showa.gunma.jp

## 目 次

	ページ
1 . 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域 -----	2
2 . 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針 -----	2
( 1 ) 被害の現状 ( 平成 1 9 年度 )	
( 2 ) 被害の傾向	
( 3 ) 被害の軽減目標	
( 4 ) 従来講じてきた被害防止対策	
( 5 ) 今後の取組方針	
3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 -----	4
( 1 ) 対象鳥獣の捕獲体制	
( 2 ) その他捕獲に関する取組	
( 3 ) 対象鳥獣の捕獲計画	
( 4 ) 許可権限委譲事項	
4 . 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項 --	6
( 1 ) 侵入防止柵の整備計画	
( 2 ) その他被害防止に関する取組	
5 . 被害防止施策の実施体制に関する事項 -----	7
( 1 ) 被害防止対策協議会に関する事項	
( 2 ) 関係機関に関する事項	
( 3 ) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
( 4 ) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	
6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項 -----	8
7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 -----	8

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、カラス、ツキノワグマ、ハクビシン
計画期間	平成20年度 ~ 平成22年度
対象地域	昭和村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平19年度)

鳥獣種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	野菜(レタス、トウモロコシ、キャベツ)、果樹	480万円 6.0ha
イノシシ	コンニャク、野菜、果樹	180万円 3.0ha
カラス	果樹(リンゴ)、野菜	180万円 1.0ha
ツキノワグマ	トウモロコシ、飼料作物	150万円 2.0ha
ハクビシン	被害額としての報告はないが、山林周辺の農地に、トウモロコシなどに対する被害の発生や目撃の情報がある。	

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	以前から管内に生息しており、農地等へ出没し、農作物に多くの被害を与えていた。平成14年度から侵入防止柵を整備したが、依然被害が多く発生しているため、被害地域の拡大が懸念される。
イノシシ	村内周辺の山林に生息しており、コンニャク等の掘り起こしなど、春から秋にかけて農作物に被害を及ぼしている。松ノ木平地区の山林周辺の農地を中心に被害が拡大しており、頭数も増加傾向にある。
カラス	年間を通し、果樹等に被害が発生している。
ツキノワグマ	村内周辺の山林に生息し、毎年収穫時期を中心にトウモロコシや果樹に被害が発生している。 人家近くにも出没することもあり、人身被害の発生も懸念される。
ハクビシン	まだ目撃情報は多くはないが人家近くの畑等の野菜、果物等に被害が出始めている。

( 3 ) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 22 年度)
ニホンジカ	480 万円 6.0 ha	380 万円 4.5 ha
イノシシ	180 万円 3.0 ha	110 万円 1.5 ha
カラス	180 万円 1.0 ha	80 万円 0.7 ha
ツキノワグマ	150 万円 2.0 ha	110 万円 1.5 ha
ハクビシン	被害が現状以上拡大しないよう電気柵の設置、廃果の適正処理の推進、有害捕獲等の被害対策に取り組む。	

( 4 ) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	群馬県第 10 次鳥獣保護事業計画に基づき捕獲隊、20 人の有害鳥獣捕獲隊を編成し、各担当地区において、銃器、わなを用いて対象鳥獣を捕獲している。 捕獲個体については、従事者が理設処理をしている。	狩猟者の減少に伴い捕獲従事者の育成が急務である。 また、効率的な捕獲や錯誤捕獲の防止のため捕獲器材の導入、普及促進が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	平成 14 年度から 17 年度の 4 年間に国及び県の補助事業を活用し、ニホンジカ・イノシシ対策として、防護柵を約 8.3 km 設置し、農地への侵入を防いでいる。	防護柵の維持、管理が課題である。

( 5 ) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物被害は、拡大傾向にあるから、侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理等の被害管理、計画的な対象鳥獣の捕獲等の個体数管理、農地周辺のヤブの刈り払いによる緩衝地帯の設置等の生息地管理の施策を総合的に実施する。</p>	
ニホンジカ	<p>被害防止のため、侵入防止柵の設置や積極的な有害捕獲を行う。また、そのための銃器及びくくり罠を導入し、安定した捕獲を行う。</p>
イノシシ	<p>被害防止のため、侵入防止柵の設置や積極的な有害捕獲を行う。また、そのための箱罠やくくり罠を導入し、必要に応じて銃器による捕獲を行い、安定した捕獲を行う。</p>
カラス	<p>ワナ免許所持者等の確保に努め、銃器及び捕獲オリの利用による捕獲を進める。</p>
ツキノワグマ	<p>農作物被害のほか、人的被害の不安があることから、人身の被害の発生または発生の恐れがある場合は捕獲を行う。</p>
ハクビシン	<p>捕獲を推進するため、被害農家自身が捕獲従事者になるため、わな猟免許の取得を促す。また、補助事業等を活用した電気柵の設置を推進する。</p>

3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

( 1 ) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣の捕獲については、群馬県第10次鳥獣事業計画により設置している、昭和村有害鳥獣捕獲隊員が従事する。また、わな免許所持者である被害農業者については有害鳥獣捕獲隊員と連携し捕獲体制を補完する。</p>
---

( 2 ) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成20年度	ニホンジカ イノシシ カラス ツキノワグマ ハクビシン	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。
平成21年度	ニホンジカ イノシシ カラス ツキノワグマ ハクビシン	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。
平成22年度	ニホンジカ イノシシ カラス ツキノワグマ ハクビシン	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。

( 3 ) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
ニホンジカ	被害地域は年々拡大していることから、平成20年度は5頭とし、平成21年度以降は平成15年度から平成19年度の平均年間捕獲数を上回る50頭を捕獲するものとする。
イノシシ	年々被害が増加して、箱罠・くくり罠等による有害捕獲を行っているが、捕獲できる数は少なく過去3年間で2頭しか捕獲できていないが、平成20年度は5頭とし、平成21年度以降は、銃器等も加え年間捕獲数を50頭とする。
カラス	村内各地区において、果樹等への被害が発生していることから、平成20年度は30羽とし、平成21年度以降は、平成15年度から平成19年度の平均年間捕獲数を上回る100羽を捕獲する。
ツキノワグマ	被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。
ハクビシン	近年、被害や目撃情報が多く寄せられているので、捕獲計画数は設定しないが積極的な捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
ニホンジカ	5頭	50頭	50頭
イノシシ	5頭	50頭	50頭
カラス	30羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については、関係法令のほか群馬県が定める第10次鳥獣保護事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンジカ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、5月から収穫が終了する時期を中心に農地及び農地周辺の山林等において銃器及びくくり罠による捕獲を行う。
イノシシ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、狩猟期間以外の期間においては、箱罠及びくくり罠での捕獲を行い、必要に応じて銃器による捕獲を行う。
カラス	収穫時期の果樹園及び水田において銃器により捕獲を行うとともに、専用の捕獲オリを使用した捕獲も行う。
ツキノワグマ	人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する収穫時期を中心に農地及び農地周辺において、捕獲オリを使用し捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の措置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ		電気柵 800m	電気柵 800m

( 2 ) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成20年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシン	関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の除伐、下刈り等を行い緩衝帯を設置するとともに、地域住民と連携し追い払いを行う。
平成21年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシ	関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の除伐、下刈り等を行い緩衝帯を設置するとともに、地域住民と連携し追い払いを行う。
平成22年度	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ カラス ハクビシ	関係機関と連携し各種研修会を開催し、鳥獣害防止対策の普及啓発を図る。 森林周辺部の除伐、下刈り等を行い緩衝帯を設置するとともに、地域住民と連携し追い払いを行う。

5 . 被害防止対策の実施体制に関する事項

( 1 ) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	昭和村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
昭和村	協議会の運営
利根沼田猟友会 昭和支部(昭和村猟友会) 第1班・第2班	鳥獣の捕獲、追い払い。 野生鳥獣の生息状況等の情報の収集及び提供
利根農業事務所	技術供与と支援。資料収集。情報の共有
利根環境森林事務所	技術供与と支援。資料収集。情報の共有
利根沼田農業協同組合	協議会と被害農家の連携。各種情報の収集と提供。
被害地区区長	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携。
昭和村議会	村民から要望等の集約、報告。
昭和村農業委員会	協議会と被害農家の連携。各種情報の収集と提供。
被害農家代表	被害現場の集約、情報提供及び情報共有。

( 2 ) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

( 3 ) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

( 4 ) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が開催する農業者を対象とした、ワナ猟免許取得講習会等へ積極的に参加し、被害防止施策の実施体制を整備する。
---

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシンについては、有害鳥獣捕獲隊にその処理を委ねることとする。 カラスについては、生態系に影響を与えないような方法で埋設する。
--

7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

( 注 ) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。